

地方税法施行規則の一部を改正する省令の概要

総務省自治税務局

1. 改正理由

「地方税法の一部を改正する法律」（平成 25 年法律第 3 号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）の規定に基づき、地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）の一部を改正する省令を定めるもの。

2. 改正内容

- (1) 災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 76 号）による条ズレの手当
 - ・ 第 8 条の 29 第 1 項
 - ・ 第 8 条の 30 第 1 項第 1 号
 - ・ 第 8 条の 32 第 1 項第 1 号イ、同項第 2 号イ
 - ・ 第 8 条の 36 第 1 項第 1 号
 - ・ 第 16 号の 25 様式（元売業者指定申請書）
- (2) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 34 号）による条ズレの手当
 - ・ 附則第 3 条の 2 の 8 第 7 号
- (3) 地方税法附則第 3 条の 2（延滞金及び還付加算金の割合等の特例）の改正に伴い、所要の改正を行うもの
 - ・ 第 1 号の 3 様式（税額決定・納税通知書）
 - ・ 第 1 号の 4 様式（納税通知書（分離課税に係る所得割分））
 - ・ 第 4 号様式（督促状）
 - ・ 第 4 号の 2 様式（特別徴収義務者に対する督促状）
 - ・ 第 5 号の 2 様式（更正（決定）通知書）
- (4) 地方税法附則第 5 条の 6（寄附金税額控除における特例控除額の特例）の新設に伴い、所要の改正を行うもの
 - ・ 第 3 号様式別表（給与所得に係る特別徴収税額の決定・変更通知書）
- (5) その他所要の改正を行うもの
 - ・ 地方公務員等共済組合法施行規則（昭和 37 年自治省令第 20 号）第 11 条の 7 の 2
 - ・ 地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 25 年総務省令第 66 号）附則第 5 条

3. 施行期日

平成 26 年 1 月 1 日（ただし、第 8 条の 29 第 1 項、第 8 条の 30 第 1 項第 1 号、第 8 条の 32 第 1 項第 1 号イ、同項第 2 号イ及び第 8 条の 36 第 1 項第 1 号並びに第 16 号の 25 様式（元売業者指定申請書）の改正規定は公布の日、附則第 3 条の 2 の 8 第 7 号の改正規定は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 34 号）の施行の日（平成 25 年 9 月 5 日））